

基 発第 0323002 号
職 発第 0323001 号
雇児発第 0323003 号
平成 21 年 3 月 23 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

「次世代育成支援対策推進法の施行について」の一部改正について

平成 21 年 3 月 23 日に「行動計画策定指針の全部を改正する件」(平成 21 年国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第 1 号)(別添 1)が告示され、「行動計画策定指針(平成 15 年国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第 1 号)」が改正されたことに伴い、平成 21 年 3 月 16 日付け基発第 0316001 号、職発第 0316002 号、雇児発第 0316003 号「次世代育成支援対策推進法の施行について」について、下記のとおりその一部を改正することとしたので、その的確な施行に遺漏なきを期されたい。

記

平成 21 年 3 月 16 日付け基発第 0316001 号、職発第 0316002 号、雇児発第 0316003 号「次世代育成支援対策の施行について」を次のように改正する。

記の第 2 の 7 の (2) のイ中「連携」の次に「・協働」を加える。

記の第 2 の 7 の (2) のエ中「多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の

見直し等」を「仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し」に、「子育ての両立の推進」を「子育ての両立のための基盤整備」に、「四の1」を「五の1」に、「家庭生活との両立の推進」の次に「等」を加え、「四の2」を「五の2」に、「多様な働き方の実現、男性を含めた働き方の見直し、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等の職場における慣行等の解消、仕事と子育ての両立の推進のためには、幅広い広報・啓発、研修、情報提供等を行うことが必要であることから、市町村や都道府県が、国、関係団体等と連携を図りながら」を「仕事と生活の調和の実現のためには、地域の実情に応じ、市町村及び都道府県が、自らの創意工夫を図りながら、取組を進めることが必要であり、市町村や都道府県が、地域の企業、都道府県労働局、関係団体等と密接に連携、協力し合いながら」に改める。

記の第2の7の(2)のオの(ア)中「当たっては」の次に「、労働者の仕事と生活の調和の推進という視点」を加える。

記の第2の7の(2)のカの(ア)中「例示しているものであること。」の次に次のように加える。

また、各企業が一般事業主行動計画を策定する際に、同一業種の企業及び事業主の団体等と連携することにより、より効果的な取組を進めることも考えられるものであること。

記の第2の7の(2)のカの(ウ)見出し中「計画の」の次に「公表及び」を加え、同(ウ)を次のように改める。

一般事業主行動計画が策定された後は、適切な方法で公表するとともに、自社の様々な両立支援の取組やその実施状況をあわせて公表する等その公表方法を工夫することが期待されるものであること。また、適切な方法で計画を労働者へ周知し、啓発資料の作成・配布、研修・講習の実施等をあわせて行うことが期待されること。

記の第2の7の(2)のカの(オ)中「必要であること。」の次に次のように加える。

認定を受けた企業は、認定を受けた旨の表示を積極的に活用することが期待されるものであること。

記の第2の8の(11)中「(則第1条の2)」の次に次のように加える。

この届出は、策定後遅滞なく(概ね3ヶ月以内に)行わなければならないものであること。

記の第2の8の(12)中「(則第1条の3)」の次に「。」を加え、「(則第1条の3)。」の次に次のように加える。

この公表は、策定後遅滞なく(概ね3ヶ月以内に)行わなければならないものであること。

記の第2の8の(12)中「(則第2条の2)」の次に「。」を加える。

記の第2の8の(13)中「(則第2条の3)」の次に「。」を加え、「(則第2条の3)」の次に次のように加える。

この労働者への周知をするための措置は、策定後遅滞なく(概ね3ヶ月以内

に)行わなければならないものであること。

記の第2の8の(13)中「(則第2条の4)」の次に「。」を加える。

記の第2の12の(3)の(ア)中(iv)を(v)とし、(iii)を(iv)とし、(ii)を(iii)とし、(i)を(ii)とし、(ii)の前に次のように加える。

(i) 労働時間等設定改善委員会をはじめとする労使間の話合いの機会の整備

記の第2の15の(3)の(ア)中「六 一般事業主行動計画の内容に関する事項」を「七 一般事業主行動計画の内容に関する事項」に改める。

記の第2の15の(3)の(ア)の(ア)中「、多様就業型ワークシェアリングの導入に伴い必要となる労働者」を「の労働者」に、「六の一」を「七の一」に、「多様就業型ワークシェアリングの実施」を「短時間正社員制度導入の促進」に改める。

記の第2の15の(3)の(イ)の(i)中「六の1の(1)のキ」を「七の1の(1)のカ」に改める。

記の第2の17の(7)中「18」を「19」に改める。

記の第2の18中「行うための、地方公共団体、事業主」の次に「、労働者」を加え、「NPO」を「地域活動団体」に改める。